

## 令和8年度「高島オリーブ」を使用した商品・メニュー開発 公募要領

### 1. 趣旨

- ・ 本公募は、高島市オリーブ産地化推進協議会(以下、「協議会」という。)が、高島市においてオリーブの産地化を推進するためにオリーブを活用した新商品の開発を促進し、地域経済の活性化およびオリーブのブランド価値向上を図ることを目的とします。

### 2. 公募対象者

- ・ 滋賀県内に事業所を有する企業(法人・個人事業主)で、以下参加条件を満たす者
  - ① オリーブや地域資源を活用した商品・メニュー開発に意欲的な事業者で、本公募終了後、積極的に商品化・メニュー化する意思があること。
  - ② 協議会が主催する商品・メニュー発表会(1月)において、原則本公募で試作する商品・メニューを試食・展示用に提供し、かつ参加すること。

### 3. 公募内容

|        |                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 試作期間   | 公募開始から令和8年 12 月 25 日まで                                                                                              |
| 公募品目   | オリーブの葉の粉末(0.3mm粒子)や渋抜き(塩漬け)したオリーブ果実を使用した商品やメニュー(食べられるものに限らない)                                                       |
| 採用の可否  | 提出された書類に基づき、事業目的の合致性や実現可能性を、協議会事務局で審査し、採用の可否を決定します。結果は、申込受付から 15 日以内に通知します。                                         |
| 原材料の提供 | 商品開発および商品・メニュー発表会に必要なオリーブの葉の粉末や渋抜きしたオリーブ果実を提供します。ただし、オリーブ果実は10月以降に提供することとなります。提供量は提出された書類に基づき判断します。詳細は、採用後にお知らせします。 |
| 報告書の提出 | 試作した結果について、所定の様式により報告してください。詳細は、採用後にお知らせします。                                                                        |

### 4. 応募方法および申し込み

- ・ 別紙様式1「参加申込書」の必要事項を記入の上、下記5までご提出ください。  
【受付期間】 令和8年9月30日(水)まで

### 5. 申し込み、問い合わせ先

- ・ 高島市オリーブ産地化推進協議会事務局：高島市農林水産部農業政策課（担当 大辻）  
〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地  
Tel：0740-25-8511、Fax：0740-25-8519  
E-mail：nousei@city.takashima.lg.jp

### 6. 留意事項

- ・ 協議会が主催する商品・メニュー発表会(1月)については、「高島オリーブ」を一般消費者等に広く周知・PR することとあわせて、アンケート調査や講評を実施する予定です。商品・メニュー開発に役立ていただければ幸いです。